

○公立大学法人公立諏訪東京理科大学業者選定委員会規程

平成 30 年 7 月 1 日

規程第 159 号

(目的)

第 1 条 公立大学法人公立諏訪東京理科大学（以下「法人」という。）が施行する建設工事の請負契約、委託契約並びに物件の買入契約に係る業者選定を適正かつ公正に行うため、業者選定委員会を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に定める事項を審議し、理事長に報告する。

- (1) 競争入札に係る業者選定基準に関すること。
- (2) 指名競争入札及び随意契約に係る業者選定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長および委員をもつて組織する。

(1) 委員長及び委員は、次の通りとする。

ア 委員長 事務部長

イ 副委員 総務課長

ウ 委員 1 人

(2) 委員は、事務職員の内から理事長が任命する。

2 委員の任期は、2 年以内とする。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第 4 条 委員会は、必要のつど、委員長が関係委員を招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部課長及びその他職員に対し、資料の提出、説明又は意見を求めることができる。

(指名業者の選定等)

第 5 条 委員会において指名業者を選定する場合は、あらかじめ公立大学法人公立諏訪東京理科大学契約事務取扱規程（平成 30 年規程第 17 号）第 4 条の規定により資格を有する者の中から選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特殊な工事等の事由がある場合には別途、選定できるものとする。

(持回り審議)

第 6 条 委員長は、その審議事項について緊急を要するため会議を招集する暇がないと認めるときは、持回りにより審議に代えることができる。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行月日)

- 1 この基準は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 2 項に定める委員の任期のうち、平成 30 年 7 月 1 日に任命されるものにあつては、任期を平成 31 年 3 月末までとする。